

全国高等学校総合文化祭派遣生徒の引率に係わる基本方針

宮崎県高等学校文化連盟

全国高等学校総合文化祭派遣生徒の引率職員に係わる考え方として、宮崎県高等学校文化連盟としては、以下のように基本方針として考えたい。

- 1 個人参加部門、団体参加部門のいずれについても、当該校の各部門の職員が引率することを原則とする。
- 2 ただし、当該校の特別な事情でやむを得ず引率が困難と当該校学校長が判断する場合は、以下のように対応していただきたい。なお、ここで言う特別な事情とは以下の枠内をさす。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 派遣予定生徒が複数部門に渡り、引率職員数も増加が予想される。そのため、当該校教育活動全般における職員旅費が、令達分では不足すると予測され、その現状が顕著に見られる場合。2 個人参加部門の生徒において、引率予定者が、直接、生徒の日常の指導顧問とは異なる場合。
例：外部講師等による日常の活動に対し、直接の専門でない職員が部顧問等に從事せざるを得ない校内事情。3 引率予定職員が、突然の病気、事故等により、事実上引率が困難となった場合。 |
|--|

- (1) 当該校校長より、県高文連会長に対し事情説明を行う。
- (2) 当該校校長は、関係専門部会長と連絡を取り、事実説明の上、他校への引率割り振りを依頼する。
- (3) 関係専門部会長は、専門委員長と協議の上、代替引率校を検討する。受入校が内定した時点で、当該校校長並びに県高文連会長に口頭で報告する。
- (4) 当該校校長は、受入が決定した学校に対し、文書で正式に引率依頼を行う。
- (5) 職員の引率旅費については、受入校にて対応する。

引率中の事故等への対応について

他校生徒の引率中に、当該生徒に事故等が生じた場合は、以下のとおり対応する。

- (1) 事故の報告（書類上の報告として）
事故の報告処置については、当該引率職員が文書で作成し、当該生徒所属校長に提出する。
- (2) 学校安全会等への報告書類作成は、当該生徒所属校で行い、関係機関へ提出する。